(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6月 18日

神戸市長 宛

提出者

神戸市兵庫区和田崎町1丁目1番2号 住所

三菱ジェネレーター株式会社 氏名 社長 中野 直広

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-682-6110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の 減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	; (か	名	称	三菱ジェネレーター株式会社
事	業	場	の	所	在	地	神戸市兵庫区和田崎町1丁目1番2号
計		画		期		間	2025年4月1日 から 2026年3月31日
坐∄	当該事業場において現に行っている事業に関する事項						

該事業場において現に行っている事業に関する事項					
①事業の種類	2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業				
②事業の規模	資本金 10億円				
③従業員数	約850人(神戸地区約550名)				
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり				

特別	寺別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
	(管理体制図)							
		5月秋(つとおり					
特別	 管理産業廃棄物の排	 出の抑制に関する事項						
	【前年度(令和 6年度)実績】							
		特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃	E 油				
		排出量	50. 3	t	t			
	①現状	(これまでに実施した取)	組)					
		生産工程の効率化による	発生量の削減					
		/ □ +冊 \						
		【目標】		<u> </u>				
		特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃	É油				
		排出量	47. 785	t	t			
	②計画	(今後実施する予定の取	組)	•				
		引き続き生産工程の効率化による発生量の削減予定。						
#+ □	1	(1111)を開上っ 幸元						
特別 	川管理産業廃棄物の分 「	,	去来降 乡 市。4.4.6	ᅙᄑᇎᆇᅅᄼᅖᇝ	7 目上フェッハ			
		(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)						
		排出工程が一定しており、分別廃棄は適正に実施されている。						
	①現状							
		排出工程が一定しており、						
	②計画							

自员	っ行う特別管理産業層	廃棄物の再生利用に関する	事項			
		【前年度(令和 6年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類	7000	引火性廃	油	
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		0	t	t
	①現状	(これまでに実施した取) 特になし	組)			
		特別管理産業廃棄物の種類	7000	引火性廃	油	
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		0	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取) 特になし	組)		1	
自身	っ行う特別管理産業原	廃棄物の中間処理に関する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
		【前年度(令和 6年度) 実績】		T	
		特別管理産業廃棄物の種類	7000	引火性廃	油	
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		0	t	t
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		0	t	t
		(これまでに実施した取) 特になし	組)			
		【目標】			1	
		特別管理産業廃棄物の種類自ら熱回収を行う	7000	引火性廃	<u>油</u>	
		特別管理産業廃棄物の量		0	t	t
	○ 乳皿	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		0	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取) 特になし	組)			

自身	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
【前年度(令和 6 年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類 7000 引火性廃油				
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量 0 t	t			
	①現状	(これまでに実施した取組) 特になし				
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類 7000 引火性廃油				
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量 0 t 1	t			
	②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし				
特品	 管理産業感棄物の類	<u> </u> 処理の委託に関する事項	\dashv			
10.73	1百姓座来冼来物*/*	【前年度(令和 6年度)実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類 7000 引火性廃油				
		全処理委託量 50.3 t	t			
		優良認定処理業者への 処理委託量 50.3 t	t			
		再生利用業者への 処理委託量 0 t	t			
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量 0 t	t			
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 50.3 t 処理委託量 50.3	t			
		(これまでに実施した取組) 優良認定業者、再生利用業者、認定熱回収業者への委託を推進				

(第5面)

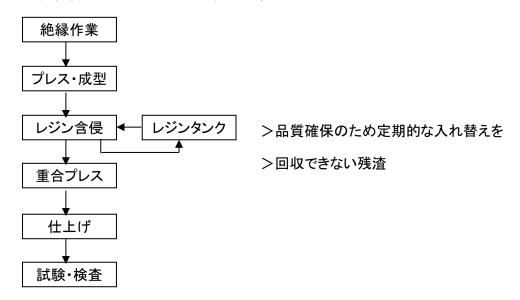
	(第 5	, 国 /	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	47. 785 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	47. 785 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	47. 785 t	t
	(今後実施する予定の取引き続き、優良認定処理拡大推進する。		の委託を
	特別管理産業 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物	量 を除く。)	t
電子情報処理組織の使 用に関する事項	(今後実施する予定の取 生産工程の効率化による		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

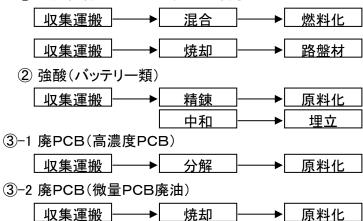
- ○特別管理産業廃棄物の一連の処理工程
 - (引火性廃油(スチレンとレジン)発生工程)



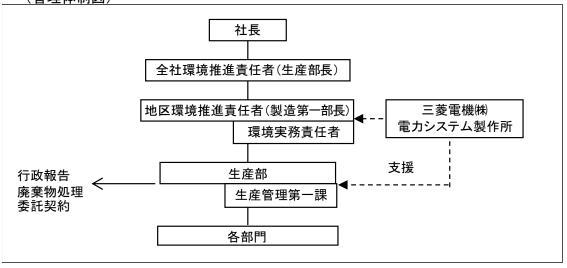
その他、廃PCBは電気機器の更新時に発生、 強酸はバッテリー更新時に発生である。

※令和6年度は廃PCB、強酸発生無し。

① 引火性廃油(スチレン、レジン廃液)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)



分担

生産部(生産管理第一課)

- ・工場内のマテリアルフローの把握、総合的な減量計画の立案
- ・廃棄物処理委託手続き(業者選定、定期視察、場内保管、引渡し、マニフェスト管理)
- ・廃棄物処理計画の策定、行政報告
- ・各部門への廃棄物指導(関係法令教育、分別指導、啓発)
- ・廃棄物削減への施策検討

各部門

- ・廃棄物発生量の把握と管理
- ・廃棄物の減量計画
- ・所員への分別指導
- ・廃棄物分別状況確認(パトロール)